

日本放送協会のインターネット活用業務の競争評価に関する準備会合
(第1回)

1 日時

令和5年11月20日(月)10時00分～11時26分

2 場所

総務省内会議室及びWEB

3 出席者

(1) 構成員

落合構成員、長田構成員、林構成員

日本放送協会 根本構成員、前田構成員、大治構成員、市川構成員

(一社)日本新聞協会メディア開発委員会 今城構成員、堀構成員、梅谷構成員

(一社)日本民間放送連盟 堀木構成員、長尾構成員、里構成員、長谷川構成員、
八田構成員

(2) 総務省

山崎大臣官房審議官、金澤情報流通行政局総務課長、飯倉同局放送政策課長、細野同局放送政策課外資規制審査官

4 議事要旨

(1) 議題(1)「開催要綱の確認」

事務局から、資料1-1「日本放送協会のインターネット活用業務の競争評価に関する準備会合」開催要綱に基づき、説明が行われた。

(2) 議題(2)「日本放送協会のインターネット活用業務の競争評価に関する準備会合について」

事務局から、資料1-2「日本放送協会のインターネット活用業務の競争評価に関する準備会合(事務局資料)」及び資料1-3「総務省における枠組・プロセスの素案」

に基づき、説明が行われた。

(3) 議題(3)意見交換

各構成員から以下のとおり発言があった。

【長田構成員】

こういう評価の枠組みができるということはよかったと思っています。外の目が入るといのはとても効果的なことだと思っています。

資料1-2の8ページのところ、競争評価のプロセスの在り方で独立性や専門性をどのように担保するかという論点がありまして、独立性は分かりました。専門性は何の専門性なのかというところが、私自身には、競争だけの視点でいいのかもというのもあって、受信料を払って視聴している者の視点も大切で、それもまた専門性として見てくださっていると考えていますけれども、見る人たちが分かるルールというのもまた大切かなと思っていますので、そういう意味では、皆さんそれぞれのお立場からの御発言もありますけれども、そのことがみんなで理解できるかどうかということをお願いしていただけたらいいと思っています。

【林構成員】

この法改正が、恐らく放送法の改正がなされた暁には競争評価というのが本格始動し、機能するためには、神は細部に宿ると申しますけれども、細かいところも含めて議論していく必要があって、そのためのこの準備会合というのは非常に重要な役割を担っていると思っております。

ただ、準備会合自体が何かを決める場ではありませんので、関係者間で、これだけたくさんの方の関係者にお集まりいただいていますので、ある種の相場観といいますか、落としどころみたいなものを何とか見いだすことができればと思っていますところでは。

そのためには、次回、NHKにはプレゼンしていただくということですが、競争評価は、NHKのほうで局内のインターネット活用業務審査・評価委員会において長らく審議されているところですので、それに関する関連情報も含めて、NHKに対しては、積極的に情報をお出しいただく。もちろんそれ自体に我々が拘束されるわけではありませんけれども、いわば参考情報として、我々が競争評価を考えるに当たっても有益ではないか。

というのも、本準備会合で全くの白地から議論するというのは難しいので、何らかのトリガーがないと我々も議論しにくい部分がございます。ですので、本競争評価にかかる議論の取っかかりになる各種の情報をNHKには積極的にお出しいただきたい。これがまず前置きといえますか、総論であります。

続いて、先ほど事務局からいただきました御説明に関して質問がございます。

まず1点目の、総務省における競争評価の枠組みについてですけれども、資料1-3でお示しいただきましたイメージですが、これは非常に分かりやすかったですけれども、これについて2つあって、電監審の有効利用評価部会と、それから電気通信市場検証会議の2つの例が出されております。本件については、どちらがいいかということであえて申し上げますと、私の経験に照らしても、必ずしも①の有効利用評価部会という形で電監審の中で検討を行う必要はないのではないかと考えております。電監審の任務は、その名のとおり電波資源の監理というところに主眼があり、周波数の有効利用評価というのはまさに電監審の本来業務でございますけれども、放送市場の競争評価というのはそこまでのものではない。審議の中立性を確保するというのであれば、諮問とそれに対する答申というプロセスがあれば十分で、そこでレジティマシーないし正統性は確保されますので、それで足りるのではないかと思います。

むしろ、電監審の委員というのは、法定欠格事由として、放送事業者あるいは、電気通信事業者の役員等は委員になることができないとなっておりますので、その下の部会等の構成員たる資格も自ずと限定されます。その趣旨からもうかがわれますように、有効利用評価部会的なものとして、もし今回の放送市場検証会議というのを想定するのであれば、今回の準備会合のように、幅広い関係者、まさに放送事業者の皆様にお集まりいただいて議論することが望ましいので、そのお座敷としては、前述の法定欠格事由が電波法上定められているということの趣旨に鑑みますと、電監審の下に直結した形でぶら下がった形での競争評価というのはむしろ避けたほうがよいのではないかと。むしろ、ここにお集まりの関係者様が参加して自由闊達に御議論いただくということを優先事項として考えるべきではないかと。そうしますと、②の電気通信市場検証会議的なものを想定した方がよいのではないかと。これは実質的な考慮としてもそのように考えております。

2点目、NHKにおける競争評価を今後もやられるわけですが、そこにおいて、それをチェックする仕組みに問題があった場合に、NHKにおける競争評価に問題があった場合には総務省が是正することができるツールがあったほうがよいのではないかと。

ます。これは資料 1－3 の 4 ページのイメージの中で、⑧のところで、必要に応じ行政指導という言葉も出てまいります。これは仮称の検証会議が経営委員会の下で行われる競争評価に対して、もし問題点があればそれを是正できるということのイメージとしても行政指導が出てくるわけですが、これで十分かどうかについては、今後 NHK の御説明を聞いた上で慎重に考えたほうがよいのではないかと思います。この点、まだ、どういう監督のスキームあるいは是正のスキームができるのか、あるいは望ましいのかということは、具体的な法律の中身が出ていない中でまだイメージはしにくいわけですが、ただ、行政指導だけでなく、例えばより強力な是正手段として勧告というスキームもありますし、そこはいろいろ法技術の問題として、幅広く検討していくのが望ましいのではないかと思います。その一方で、今回は必須業務化されますので、これまでのインターネット活用業務のように事前認可というプロセスではありません。そもそも、必須業務化された場合に事前認可をかけるのは、NHK が言論機関であることを踏まえ、それはやり過ぎだろうと思いますが、そのあたり、妥当な線というのを関係者間の熟議の上で探っていくべきだと思います。

3 点目、前回の公共放送ワーキングで、ネット配信に係る会計上の透明性の確保に関して意見と質問をさせていただきました。現行制度では、NHK が実施基準を定めて、総務大臣が公共放送としての NHK の目的達成に資するものであるかとか、受信料制度の趣旨に照らして不適切でないかなどの観点から、放送法に照らして審査を行って、認可の可否を判断することになっていまして、業務の実施規模、あるいは提供する情報の内容、配信時間、期間といった業務の内容、さらには、提供の態様、システム形態といった実施方法等は一定の制約を受けることになっております。本来業務になった場合には、この認可要件は外れると思いますけれども、今の活用業務で行われている審査の趣旨あるいは精神は、今般の競争評価でもぜひ生かしていただきたいと思っております。

その意味からも、ネット配信業務に関する透明性が何よりも大事だと思っていまして、これは今後行われる競争評価との絡みでも大事な点ですので、申し上げますけれども、これまでもネット活用業務の常時同時配信・見逃し配信の実施に関するパブコメ等でも、市場競争を阻害することのないように区分経理で厳格に管理する、あるいは区分経理の採用でインターネット活用業務の見える化をしっかりと図るといった意見、要望が出されてきたところですので、今後の競争評価のスキームが十分に機能するためには、NHK が実施するネット配信が及ぼす市場への影響について、競合事業者やそれ以外の利害関係者や第

三者が外部から適時適切に評価・確認できるようにすることが必要だと思っています。

加えて、例えばグループ内における内部相互補助の有無を確認するという観点から、例えばNHKにおいて、今後ネット配信が必須業務化されればなおさらですけれども、これまでもインターネットの活用業務に関して関連団体との取引があったわけですから、それについては今後一層、中身をつまびらかにしていただくとともに、子会社等との取引に関しても、会計上の透明性の確保を図ることにより、費用支出の根拠の適正性の確保を図るとともに、受信契約者に対する説明責任を果たしていくことが、今以上に必要かつ重要になってくると思います。

最後にもう1点。権料の点です。包括的に契約・支払いを行っている権料の設定方法について、放送業界として、まだネット配信の権料のビジネスモデルというのが確立していない中で、NHKの判断によって放送業界全体に影響を及ぼさないようにしていただきたい。今後、民間放送における権料の扱いに関する議論とか、契約交渉の動向にも配慮しながら、そこはまさに競争と協調という形で進めていただきたいと思っております。

【飯倉放送政策課長】

総務省での枠組みにつきましては、枠組みはどのようなイメージであるべきかといった点、競争評価をするに当たっての担保措置をどこまで国なりがどの程度を持っておくべきかという点、区分経理の点、こちらも大変重要だと思えます。制度ができてからある程度は省令か何かでNHKから頂く資料をちゃんとこういう枠組みを課していくということもあると思えました。4点目が権利料。いただいた点を踏まえまして、この後、本日も含めまして、御議論をいただければと思います。

【落合構成員】

全般としては、やはり放送メディアの業界について、デジタル化やこれに伴うビジネスの転換が遅れているということについて強い危機感を持っています。

誤情報、偽情報との関係でも、社会のリテラシー向上や、個人の権利確保、プラットフォーム、AI等に対する規制対策もありますが、信頼できる情報源の確保が非常に重要でありまして、この点、放送をはじめとするメディアの信頼性確保、持続可能性があるような事業継続が、民主主義の基礎を守るという意味でも重要であると考えております。

その意味で、放送等の民間メディアの機能発揮が重要であり、もちろん、その事業転換

自体は民間事業者の方々については、民放も、新聞その他のメディアの方々も、適宜進めていただくことを期待しておりますが、政策的にプラスになるような後押しする取組であったり、時間稼ぎのための守りの戦略は総務省で進めていただくことが重要だと思っております。

今回のNHKのインターネット活用業務の必須業務化について、公共放送ワーキングでも議論させていただきましたが、理解増進情報に関する議論や、先般の衛星放送の事案も踏まえ、制度的なガバナンス強化のために適切に規制を行っていくという観点が重要であると考えております。公共放送ワーキングにおいても、NHKに自ら評価を行っていただき、かつ、国において適切な評価を行う枠組みが必要と申し上げておりましたが、公共放送ワーキングの当初発言させていただいていた部分もありましたが、できる限りNHKにおいて、適切なガバナンスに基づいて自己評価をされることが基本とになってくると思っております。

今回の競争評価において、本来的にはガバナンスの肝となるべき経営委員会の関与ということは必須であると考えておまして、今後NHKにおかれては、この点を踏まえた御説明、今後の計画等について御説明をいただきたいと思っております。

また、国側の評価の仕組みにつきましては、単純な電波監理審議会の既存の枠組みという中で必ずしも捉え切れないような議論の部分があるかと思っておりますし、また、利害関係者の参加が必要であると考えております。競争評価については、NHK、民間の双方からデータを出していただき、それに基づいて議論することが必要と思っておりますし、また、電波等の技術的な論点ではなく、経済、事業側の詳細であったり、業務への影響も踏まえて議論が必要であることを踏まえて、新たな会議体の整備を進めていただければと思っております。

最後に、次回以降、公共放送ワーキングでも議論をさせていただきましたが、放送番組に密接に関連する情報や、放送番組を補完する情報という点について、定性的であるというところは仕方がない面がございますが、競争評価のために、できる限り具体的に該当する内容をNHKからお示しいただきたいと考えております。

【(一社)民間放送連盟 堀木構成員】

本会合の構成員として、民放連からは専務理事の私と、放送計画委員会の特別小委員会で委員を務めるキー局5社の計6人で参加します。競争評価はビジネス上の視点が重視さ

れるテーマでありますので、個別社を含めた布陣といたしました。

放送制度検討会の第2次取りまとめにおいて、競争評価に関する準備組織を「総務省においてNHKに加え民放事業者、新聞社・通信社等の関係者が参加する場を設け、NHKが検討に着手することを促すなどして、関係者の声を十分に反映するように努めるべきである」とされました。民放連はこれに賛同しております。特に、関係者の声を十分に反映するように努めるべきであるというところが、最も重要な部分だと思っておりますので、そのようになるように、私どもも努めてまいりたいと思っております。放送の二元体制を含むメディアの多元性を維持するための担保措置として、本日から準備会合が始まることを前向きに受け止めております。

競争評価の会議が正式に発足した後に、競争評価の仕組みがしっかりワークする、実効性あるものとなるよう、総務省・NHK双方の体制やプロセスについてしっかりと検討・検証し、神は細部に宿るですから、細かく詰めていく必要があると思います。

その意味で、特に資料1-2の11ページの具体的な範囲や提供条件に関する基本的考え方の議論がとても重要であると思っております。同資料9ページの最後にあるとおり、「NHKが行うにふさわしい公共性や公共的価値があることと二元体制を損なわないこと」、この場合はメディア全体を損なわないこと、「この2点をエビデンスによって明らかにすることが、まずNHKにおける検討で求められるのではないかと申し上げましたが、今もその考えは変わっておりません。

この第2次取りまとめでは、「公正競争に関してNHKが配慮すべき旨の義務を法定することを今後の法制化の過程において検討すべき」と提言をされております。現在、行政において改正法案の条文の検討を進められていると思っておりますが、改正法において競争評価の対象や判断の基準といった枠組みを示すことになると承知しています。その方向性なども、本会合の議論に十分大きく関わることでありますので、できればその方向性を早期に示していただくことが、この会合の議論には欠かせないのではないかと考えております。

次回12月12日の会合では、NHKから御説明があると伺いました。民放連は、遠藤会長が定例会見で繰り返し述べておりますが、「地上テレビ放送のネット配信において、NHKがインターネット活用業務として何をやり、何をやらないのかということを具体的に説明してほしい」との考えを民放連全体として表明してきました。現在、改正法の内容が見通せない段階ではありますが、何をやり、何をやらないかについて、可能な限りNHKの御説明を伺って、競争評価の体制・プロセスと見比べて仕組みづくりができることを期

待しております。その意味では、単なる競争評価とはまた少し違うかもしれませんが、公共的価値等についても議論の中に入れていけばと思っております。

【飯倉放送政策課長】

法案の中身について、適時適切に、お話をさせていただければと思っております。

【(一社)日本新聞協会メディア開発委員会 今城構成員】

日本新聞協会メディア開発委員会の委員長を務める産経新聞の今城です。これまで公共放送ワーキンググループではいち出席者として意見を述べてきましたが、今回の準備会合は構成員という形で議論に参加することになりました。当委員会からは、読売新聞の堀副委員長、日本経済新聞の梅谷委員、本日は欠席ですが、朝日新聞の高野委員の計4人で参加させていただきます。

この準備会合は、公共放送ワーキンググループの取りまとめに盛り込まれたとおり、メディアの多元性という極めて重要なテーマを扱う会合であり、積極的に議論に貢献していければと考えています。

準備会合の検討事項は、競争評価の枠組みと、今後のNHKのインターネット活用業務の範囲や提供条件に関する基本的な考え方の2点だと承知しています。いずれもNHKのインターネット活用業務の必須業務化を前提にしていると理解していますが、当委員会としては、必須業務化に反対しています。本日、詳細は述べませんが、ワーキンググループでは、受信料をはじめとする制度に関する根本的な検討が十分なされておらず、国民・視聴者に与える影響への多面的な検証も乏しかったのではないかと考えています。

また、配信すべき情報範囲として、取りまとめには、「放送番組に密接に関連する情報又は放送番組を補完する情報」との記載があり、依然、なし崩し的な業務拡大への懸念は拭えないと考えています。仮に必須業務化するとしても、また、競争評価でこの部分を議論していくとしても、前提としてこの点を削除するように求めたいと思います。

ここまで前提について申し上げましたが、必須業務化に反対だけでは議論も進みませんので、その上で3点申し上げます。

1点目は、ワーキンググループで林構成員が指摘されていた件です。「業務の公共的価値という錦の御旗の下に、それと対比する公正競争の議論が劣後するのではないか」という問題提起がありました。まさに本会合は競争について評価する会合でありますので、この

御指摘は極めて重要なポイント、視点であると考えています。

2点目は、ワーキンググループでヒアリングに応じられていた京都大学大学院の川濱教授の、「有力な公的企業が国家補助を受けた場合、その経済活動は競争をゆがめるおそれがある」との指摘です。公正競争を考えていかなければならないが、そもそも受信料を原資とするNHKと民間企業との競合は成り立たないという点を前提にすべきだと考えます。

3点目は、NHKさんの説明が議論の出発点になるということです。現段階では、今後のインターネットサービスの具体像が見えてきていません。放送法の改正の具体的な内容が分からない段階ではありますが、やはり業務範囲を検討する以上、早期にお考えをお示しいただければと考えています。その上で、NHKさんが来年夏、この準備会合で取りまとめる内容を真摯に受け止め、総務省の評価プロセスにかける原案をしっかりと反映していただきたいと考えています。

メディアの多元性や言論の多様性は、民主主義社会の重要な財産です。また、メディア開発委員会には多くの地方紙のメンバーもあり、そうした地方紙の皆さんが体現する地域ジャーナリズム、そして地域情報の多様化の重要性も踏まえ、意見を述べていきたいと考えています。

【日本放送協会 根本構成員】

今後の様々な検討すべき事項に関しまして、皆さんと議論を深める機会をいただきましたことを大変感謝申し上げます。

まず、長田先生がおっしゃった「見る人が分かるルール」、林先生が指摘された競争評価についての御知見、落合先生がおっしゃったNHKのガバナンス等について、大変重く受け止めて議論をしてみたいと思います。そして、民放連さんが指摘された二元体制の維持、新聞協会メディア開発委員会さんが指摘されたメディアの多元性、地域情報の視点等これらもしっかり踏まえてみたいと思います。

NHKとしましては、これまでの公共放送ワーキンググループ、また、次期経営計画案でお示ししているとおり、「情報空間の参照点」の提供、すなわち、信頼できる基本的な情報を提供することを行ってみたいと考えております。

今回のインターネット活用業務の検討では、放送の受信料と同様の考え方を、ネットで同様の環境にある方にも適用するものと承知しております。そうであるならば、受け手の視聴者・国民の皆様におきまして、放送経由でもネット経由でも同等の変わらない同一の

受益がもたらされることが第一の要件であると考えております。

同じく大事な点としまして、「信頼できる多元性確保への貢献」を掲げております。新聞、民放という伝統メディアとともに信頼できる多元性を確保することは、民主主義の基盤である多角的な視点の提供のために必須であります。このメディアの多元性を維持するための担保措置としまして、きちんとワークする競争評価の仕組みができればと思っております。率直に意見交換させていただければと思います。

【飯倉放送政策課長】

引き続きまして意見交換をお願いします。特に、御説明を先ほどさせていただきました資料1-2の論点について、ふさわしいものかどうかといった点や過不足な点等につきましても御意見ください。そして、資料1-3については、総務省における検討の枠組み・プロセスについてのたたき台をお示しいたしました。総務省における枠組みについてどのようにあるべきか、といった点につきましても、特に本日は御意見を願います。

【(一社)日本民間放送連盟 八田構成員】

幾つか私見を含めて述べさせていただきたいと思えます。

1点目が、費用の点です。我々民間企業としていつも違和感があるのは、先般のNHKの中期経営計画もそうですけれども、NHK単体での収支にとどまっています。時代の流れから言いますと、基本的には企業経営は、グループも含めた、言葉を変えると連結という視点で収支管理を行っているものですので、ぜひ、NHKのネット業務に関しては、連結的な視点で管理会計の座組みを入れていただきたい。

2点目が、そもそもNHKの必須業務化とは何かというと、言葉を変えると、NHKが手がけるネット業務でも課金ができる仕組みが導入されることと私は理解しているところです。そこで肝となるものは、ペイウォールの考え方だと思うのです。つまり、何が無料で何が有料なのかというペイウォールの仕組みについても議論を深める必要があるのではないかと考えております。

その上で、ペイウォールの仕組みにも幾つかあるわけですが、何でもかんでもペイウォールの中に押し込めてしまえというハードペイウォールの考え方もあれば、例えば、国民保護法に基づいたような災害情報はペイウォールの外に出すべきだ、といったペイウォール基点での議論をするとよいと思えます。

それと3点目、放送と同じという文言が各所に見えるわけですが、実際に運用を始めると、ネットが先なのか、放送が先なのかはかなり曖昧になってくると思います。私の経験から申し上げますと、まずネットで流しておいて、その後、放送するといったケースが多々見えてきて、何をもって放送と同等かがかなり曖昧になってくるのが、プラクティカルな考え方からするとあると思います。この議論は、放送とネットを一体的に考えて、NHKの業務の範囲はどこまでかといった視点も大切なのではないかと御意見申し上げます。

【飯倉放送政策課長】

1点目は、子会社も含めてグループ企業としての収支についてどうやって考えていくのかといった御視点だと思います。これは、もし本日御発言いただける部分がありましたら、NHKさんからコメントをお願いいたします。

2点目について、ペイウォールの話でした。資料1-2の6ページにおきましても、公共放送ワーキングにおける取りまとめでの議論を紹介させていただいていますが、i)の災害時の緊急情報につきましては、費用を負担する者以外も含めた国民全体に広く確実に提供されることが例外的に必要な場合があることに配慮すべきだという記載がございます。こういったことも踏まえて、引き続きこの会合において御議論いただきまして、もしくは、NHKから、次回以降考え方を示していただいて、御議論いただければと思っております。

3点目につきましても、放送が先か、ネットが先か、なかなか曖昧になってくるとの御意見でしたが、どういった考えで提供されるのかといった点を、まずNHKのほうからお示しをいただいて、どういう考えがいいのか、それともよろしくないのかといった御議論が深めていきたいと思っております。

【日本放送協会 根本構成員】

連結という考え方は非常に重要だと思います。関連団体が出しているものは今もお示ししておりますけども、管理会計等の在り方についてはしっかり勉強したいと思います。

それから、ペイウォールという議論はよく出ますが、やはり受信料という考え方の枠の中でしっかりと検討を進めたいと思っております。

【(一社)日本民間放送連盟 里構成員】

今回の競争評価の検証について、民放連意見に加えて改めてということになりますけども、ぜひとも利害関係者である放送、日本新聞協会の参加を実現していただきたいと考えております。これは何も放送事業者の利益確保という視点だけではなく、情報空間における国民全体の利益を維持、さらに発展させるという視点から申し上げたいと思います。

その意味では、総務省から2つの競争評価の枠組みが示されました。1つが電監審の有効利用評価部会、もう1つが電気通信市場検証会議の2つだったと思います。電監審を使ったシステムは、どうしても関係者の参加にはなじまないのではないかと感じました。したがって、2つ目の電気通信市場検証会議をベースに議論が進展していただければと思いました。

2つ目は、検証会議で行い、やはり少し問題があることが出てきた場合に、NHKに対してどのように物を申していくのか、特に総務省が物を申していくのかで、先ほど行政指導という言葉がありました。これが十分なのか、そして、それだけで適切なのかも踏まえて、行政指導以外の在り方もあるのか、議論をより深めていただきたいと感じました。

【飯倉放送政策課長】

1点目につきましては、総務省の競争評価を検討する枠組みについての御意見でした。先ほどの林構成員のお話も含めて、今後こういった御意見も踏まえて検討を進めていきたいと思います。2点目につきましては、NHKの原案について問題があったときの行政側もしくは第三者機関での対応ということになろうかと思っています。林構成員のお話も含めまして、今後議論を深めていただければと思いますし、また次回以降、総務省においてたたき台をこれからブラッシュアップしていく際にも、参考にさせていただければと思っております。

【(一社)日本新聞協会メディア開発委員会 梅谷構成員】

冒頭、今城委員長からも述べましたが、地方ジャーナリズムの観点について少し補強して御説明したいと思います。冒頭に長田構成員から、見る人にとって分かることが大切で、みんなで理解できるような話し合いをしてほしいという発言がありました。これは非常に重要なことで、全くそのとおりだと思います。我々もこれまで、メディアの多元性、言論の多様性といった言葉を使ってきました。民主主義の発展に寄与するという意味ではまさにそのとおりですが、これだけでは一般の方々、まさに見る人にとってどれだけ腹落ちす

るようなものとして理解されてきたかはわかりません。それを考えた場合に、全部言い換えろとは言いませんが、多元性、多様性という言葉は、地方への配慮、地方ジャーナリズムの維持発展、活性化ということに部分的には言い換えられると思います。したがって、法令等でもいろいろと変えていく場合に、メディアの多元性、言論の多様化という言葉をさらにブレークダウンした、地方の活性化、地方ジャーナリズムの維持発展といった分かりやすい言い方を考えていくことも必要だと思えます。それ以外でも、もっと具体的に言い換えられるような表現がありましたら、ぜひ御意見をいただきたいと思えます。

【林構成員】

先ほど新聞協会さんから御紹介のあった錦の御旗論ですけど、私もその旨公共放送ワーキングで御発言したことがございます。これは、公共放送すなわちNHKの行う業務というのが、イコール、あるいはニアリーイコールとして、極めて高い公共性があるものとして解釈され、他方で、競争への悪影響が仮にあったとしても、言わば業務内容の高い公共性という錦の御旗によって、そしてそれによる公のお墨つきによって、競争への影響あるいはそのおそれが仮にあったとしても、そこは押し切られてしまうのではないか、という懸念を指すものですが、こうした懸念を、私自身まだ払拭するには至って下りません。

この点、競争評価の先進国であるところのイギリスでは、Ofcom、総務省に当たる機関ですけれども、これがBBC自体の、BBCが行っている公共的価値の評価、それを自ら検証して、その経験に基づいて、BBCによるネット配信そのものが持つ公共的価値に何が期待されているのかということについて、さらなるガイダンスを提供しようとしています。そういった外国、特にイギリス等の経験をさらに深掘りをしていただいて、この準備会合あるいはその先にある本会合においても、NHKが行う本来業務としての、仮に本来業務とされたときに、本来業務としてのネット配信イコール公共性という、ニアリーイコールかもしれませんけれども、その公共性という、それをそもそも前提から疑ってみる、言い換えれば、競争への影響との関係で検証していくべきではないかと思えます。

まさに先ほどブレークダウンをして、あるいは長田先生が国民にとって分かりやすい言葉でというふうにおっしゃったところは私も同感ですけれども、ネット配信によってもたらされる「追加的な」公共性というものがどういうものなのか。言うまでもなく公共性というのは非常に多義的なものですので、どういった具体的な価値とか増分便益というものがネット配信によって追加的に確認できるのか。ネット配信によって単に利用者の利便性

が増すだろうと漠然と言うだけでは駄目だと思います。この点、NHKは常日頃、情報空間の中での健全性の維持だとか、情報空間の参照点として確かな情報の提供、ということをよくおっしゃっているわけですから、どういった具体的な価値とか公共的利益というのが国民に定量的・定性的にもたらされるのかということをお分かりやすく説明していく努力がこれまで以上に必要なのではないか。それがないと、現実には生じる放送市場あるいは隣接市場への競争への影響という、具体的な影響があっても、結局、漠然とした言葉・フレーズで煙に巻かれてしまう。そもそも反競争効果と業務の公共性は比較考量できないものですから、そこをできるだけ比較可能なようにブレークダウンしていかないと、多様な、多元的な価値の考量というものは難しいのではないかと考えております。また、そもそも競争への影響がないと言い切るためにはそれなりのしっかりとした定量的な証拠が必要だとも考えております。

【飯倉放送政策課長】

特に我々のほうへの宿題といたしましては、イギリス等でのやり方につきまして、さらに何か深掘りできるところがあるかどうか、公共的価値をどうやって計算するかというところのやり方につきまして、インプットできる材料をこれから検討しまして、そろいましたら、御報告をこの場でさせていただきたいと思っております。

【日本放送協会 根本構成員】

林先生御指摘の件は非常に重要な点だと思っております。そういう意味でも、イギリス等々の事例もしっかり勉強した上で考えていく必要があると思っております。

同時に、公共性というときに、現段階では、次の経営計画案にも示していますが、やはり「情報空間の参照点」ということと、それから、本当に大事ですが「多元性の確保」これを果たしていくのが公共的役割と考えております。これを軸にして様々な検討を進めたいと思っております。

【落合構成員】

1点目ですが、今回のこの競争評価の枠組みの実効性をどう持たせるかということが重要ではないかと思っております。総務省において、問題があるという場合に改善を求めることができない場合に、また対処する何らかの仕組みを整備していくことも重要だと思っております。

当然ながら、既にNHKにおいて、国会におけるガバナンスが整備されていることもありますが、そういった枠組みの利用も含めて、何らかの形で、国会における審査対象にもなるという体制になっていくことで、この競争評価というものが実効性を持っていくのではないかと考えております。

またもう1点、新聞協会様でおっしゃられていた中で、NHKと民間との競合が成り立つのかどうかという部分についてです。この部分については、公共性であったり、多元性というものをどう理解するのかにもよってくるかと思いますが、あくまで複数の視点といいますか、複数の行動様式を持っているメディアが重層的に情報発信をしているようになることや、同一の企業においても複数の視点があるというのも、場合によっては重要なことがあるかと思えます。そういう意味では、一律に競合が成り立たないということではないのだろうと思えますし、放送法自体もそもそも二元体制としているのは、むしろ競合することを前提に置いている法律でもあると思えます。

ただ、一方で、これまで議論してきたようなメディアに対する弊害、先ほど梅谷様がおっしゃられていた地方への配慮は重要です。規制改革推進会議の中でも、結局特に民放等のメディアの地域情報の発信の点については、特に実施できるようにしていくことが重要だと申し上げていたところもございます。そういった点にマイナスになるようなことがあってはならないという点は、そちらのほうの方がむしろ重要なミッションだと思っておりますので、そういうことを重視しながらではあります、一切重なり合わないというものではないと思えます。

最後に、ペイウォールの点と公共性の点です。受信料の枠組みでということで、若干かみ合わないように見えたところもありましたが、ペイウォールの話も受信料の枠組みというのも結果的に一致して捉えることができるということがこのオンラインの配信の場面であろうと思っております。受信料というのが、テレビの地上波の場合とは異なって、公共放送ワーキングでも議論しているかと思えますが、スマートフォンを持っているだけで直ちに受信料が発生するわけではありません。一定の行為から義務自体も発生するということとなりますので、個別に義務がある範囲でもただで出せる場合があるのかどうかということが、細かい議論まで行くとあるかもしれませんが、受信料についても、そもそも当然に通信機器を持っていれば発生するというわけではありません。その中で、どこまで実際に受信義務の中に入れていくのかを、逆にお金の点から見ていけばペイウォールということであろうかと思えますし、この辺りは公共放送ワーキングでも、瀧委員なども何度か発

言もされていたと思います。最終的には受信料の観点ではあろうと思いますが、結果として、競争評価をしていく中では、ペイウォールがどこまでかかっているかは重要な要素であるかと思ひますし、結果として、その点については十分評価をしていくことが必要ではないかと思ひました。

また、多元性を確保できていれば公共価値があるというよりは、公共価値がある情報に接することができることが重要だと思ひています。多元性確保は当然行わなければならないものと思ひますので、多元性を確保できるから公共価値があるのではなくて、多元性は当然確保されるべきであって、情報や発信の内容自体に公共性がある内容なのかどうか重要です。その公共性の内容自体は、公共という用語だけだとよく分からないので、内容を具体化していく必要はあると思ひますが、情報としてそれが地域社会や地域住民にとって必要かどうかで考えていくことだと思ひます。

【飯倉放送政策課長】

NHKの原案について問題があった場合の対処につきましては、本日の御指摘も踏まえて、総務省のほうで検討をさらに深めてまいりたいと思ひます。

もう一つ、国会の関与につきましても御指摘いただきました。資料1-3の最後のページでもお示しさせていただいておりますけども、最終的にはNHK予算と総務省の総務大臣意見、これは国会に提出して御審議をいただく内容となっておりますので、国会の審査の対象という点では、制度的には担保されていると承知しております。総務省のほうで検討を深めてまいりたいと思ひます。

そして、民間との競合につきましてのお話は、私も個人的にはおっしゃるとおりと思ひました。全く競合が成り立たないとなると、公正競争という概念自体が少し成立しづらくなるので、どうなのかと思ひましたが、この点も今後議論が深まっていけばいいと思ひます。

そして最後、ペイウォール及び公共性について、それぞれお話をいただきました。こちらでも落合先生の今日のお話も含めまして、原案も踏まえて議論が深まっていくといいと思ひしております。

(4) 閉会

事務局から、第2回会合は12月12日(火)の開催を予定している旨連絡があった。